

# 第39回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成29年6月22日（木曜日）午前10時

## 開催場所

東京都港区芝浦三丁目16番18号  
ホテルJALシティ田町東京 地下1階「鳳凰の間」



IX Knowledge Inc.

## CONTENTS

■ 第39回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 計算書類	19
■ 監査報告書	32
■ 株主総会参考書類	35

アイエックス・ナレッジ株式会社

証券コード：9753

証券コード 9753  
平成 29 年 6 月 7 日

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目22番23号  
**アイエックス・ナレッジ株式会社**  
代表取締役社長 安 藤 文 男

## 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月21日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時  
（受付開始時刻は、午前9時15分とさせていただきます。）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号  
ホテルJALシティ田町東京 地下1階 鳳凰の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第39期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人によるご出席の場合は、当社定款第18条の定めるところにより、議決権を有する他の株主様1名に委任していただくことが必要となります。なお、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日、当社の係員は「COOL BIZ（クールビズ）」スタイルにて対応させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎次に掲げる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.ikic.co.jp>）に掲載させていただきます。
- (1) 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合
  - (2) 停電の決定その他の不測の事態が発生したことにより、やむを得ず開催時間または開催場所を変更する場合

## (提供書面)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和等の効果により、企業収益や雇用・所得環境が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、英国のEU離脱や中国経済の停滞、また米国の大統領選に伴う政策転換など懸念事項も多く、先行きは依然不透明な状況が続いております。

情報サービス市場におきましては、企業収益の改善を受けて大手企業を中心に基幹系・情報系システムの開発や再構築といったIT投資が復調傾向にあります。また、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、AIなどの技術を活用した「攻めのIT」投資が、今後さらに拡大していくと予想されます。

このような状況において当社は、「しっかりとしたモノ（システム）づくりと高品質なサービスの提供」により、「すべてのステークホルダーから選ばれる企業」となることを基本方針として、既存事業の拡大、さらには新規案件の獲得に積極的に取り組むとともに、顧客のニーズに確実に応えるため、事業の選択と集中を継続的に進めてまいりました。その一環として、昨年11月に中国のオフショア開発拠点である100%子会社の大連愛凱系统集成有限公司の全出資持分を、中国の企業である大連共興達信息技术有限公司（大連CNC）へ譲渡いたしました。また併せて、大連CNCへ資本参加することで、豊富な人的リソースと高い技術力を有する同社とオフショア開発事業の案件継続・拡大を推進し、強固な協業体制を構築いたしました。

当事業年度の売上高は173億1千万円と前年同期に比べて1.1%減少いたしました。一方、利益面では前事業年度において発生した不採算案件がなくなり原価が圧縮されたことから、営業利益5億9千3百万円（前年同期比64.6%増）、経常利益6億3千3百万円（同57.5%増）、当期純利益は4億7百万円（同96.0%増）を計上し、前年同期と比べてそれぞれ増加いたしました。

当事業年度における品目別の状況は次のとおりであります。

コンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービスでは、証券・保険会社における開発案件が順調に伸長し、また前事業年度でピークアウトが見込まれていたメガバンク向け次期システム開発についても担当範囲の拡大により、金融分野での受注が増加いたしました。一方で、大容量ストレージ向け組込開発の案件が縮小したことに加えて、前事業年度から継続しておりました不採算案件の対応に伴う機会損失もあり、売上高を押し下げる要因となりました。この結果、当サービスの売上高は151億6千6百万円（前年同期比2.4%増）となりました。

システムマネージメントサービスでは、オペレーション業務において、顧客の内製化による案件の消滅や受注単価が見合わなくなるなど、市場環境が厳しい状況にあります。これを受け、オペレーション業務から基盤・環境構築案件への要員シフトを促進してまいりました。これにより、当サービスの売上高は21億3千1百万円（前年同期比20.3%減）となりました。

商品販売（ソフトウェア・プロダクト、コンピュータ及び関連機器消耗品の販売）の売上高につきましては1千1百万円（前年同期比38.5%減）となりました。

### 品目別売上高

品 目	第 38 期 (平成28年3月期)		第 39 期 (平成29年3月期)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
コンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービス	千円 14,815,396	% 84.6	千円 15,166,567	% 87.6
システムマネージメントサービス	2,673,648	15.3	2,131,885	12.3
商 品	19,270	0.1	11,850	0.1
合 計	17,508,314	100.0	17,310,303	100.0

#### ②設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は1千3百万円であります。その主な内容は、社員寮の改修工事による1千万円であります。

#### ③資金調達の状況

当事業年度における所要資金は、自己資金及び借入金によって賄い、募集株式の発行等または社債の発行による資金調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成26年 3月期)	第 37 期 (平成27年 3月期)	第 38 期 (平成28年 3月期)	第 39 期 (平成29年 3月期)
売 上 高 (千円)	15,767,840	16,787,029	17,508,314	17,310,303
経 常 利 益 (千円)	173,335	561,203	402,126	633,284
当 期 純 利 益 (千円)	96,232	382,082	208,172	407,934
1 株当たり当期純利益 (円)	8.20	32.48	18.50	38.74
総 資 産 (千円)	8,862,239	9,165,851	8,819,371	8,694,153
純 資 産 (千円)	3,776,326	4,041,927	3,722,324	4,040,809

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ①親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

### ②重要な子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

### ③重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金 千円	議 決 権 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
H I S ホールディングス株式会社	95,000	20.51	情報システムに関するコンサルティング及びソフトウェアの開発・販売・保守

(注) H I S ホールディングス株式会社は、持分法適用会社であります。

### ④重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

### ⑤事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する情報サービス市場におきましては、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、IoT、AIなどの技術を活用した「攻めのIT」投資が、今後さらに拡大していくと予想され、高度かつ多様化する顧客ニーズへの対応力が求められております。

当社といたしましては、「しっかりとしたモノ（システム）づくりと高品質なサービスの提供」により、「すべてのステークホルダーから選ばれる企業」をビジョンに掲げ、「中核事業の拡大」「次期成長事業の創出」「事業基盤の強化」を本年4月に新たに策定した中期経営方針（IKI VISION 2020）の3本柱として、事業を推進してまいります。

これらを踏まえ、それぞれ次のような課題を設定し、その実現を図ってまいります。

##### ①中核事業の拡大

今後拡大が期待される注力事業に対し迅速かつ確に経営資源を集中し、収益基盤の強化を図ってまいります。また、事業の拡大に不可欠なプロジェクトマネージャーを増強するため、社内教育はもとより、実践的な教育についても実施してまいります。

##### ②次期成長事業の創出

顧客の事業をより深く理解し、「攻めのIT」分野をはじめとした顧客のニーズを確実に捉え、これに対応できる体制の確立や必要な新技術の習得を進めることで、次期成長事業の創出を図ってまいります。

##### ③事業基盤の強化

優秀な人材を安定的に確保するため、採用の多様化、コアパートナーとの共創関係の構築に努めてまいります。また人材育成については、プロジェクトマネージャーの増強に加えて、若手・中堅・シニアの各階層別に教育プログラムを用意し、知的専門能力、社会・対人関係力及び自己管理能力といった「人間力」の強化についても実施してまいります。さらに、あらゆる従業員がいきいきと活躍することが出来る環境を整備するために、女性活躍の推進やキャリア形成の促進、従業員の健康に配慮した経営の追及など、働き方改革を推進する施策を講じてまいります。

一方、収益性のさらなる向上を実現するため、業務改善による生産性の向上や高採算案件への要員シフトを行うとともに、間接部門における業務の効率化や無駄の排除を行ってまいります。また、プロジェクトの円滑な遂行と不採算案件の発生防止についても継続的に実施してまいります。

以上の課題に基づき、これを確実に具体化することにより、当社のブランド力と企業価値を向上させてまいる所存であります。株主の皆様には、なお一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、情報サービス事業を行っており、その内容は次のとおりであります。

- ①コンサルティング及びシステム・インテグレーション・サービス
  - ・情報システム構築に関するコンサルティング・サービス
  - ・政策立案、意思決定に資する調査研究
  - ・システム開発（システム化要件分析、概念設計、基本設計、詳細設計、プログラム開発）
  - ・システム検証サービス
  - ・システムのテスト・導入教育・保守
- ②システムマネージメントサービス
  - ・システムの運用・管理サービス
  - ・総合システム運用管理ツール技術支援サービス
  - ・インターネットデータセンターサービス
  - ・システムサポートセンターサービス
- ③商品販売
  - ・ソフトウェア・プロダクトの販売
  - ・コンピュータ及び関連機器消耗品の販売

## (6) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

- ①当社
  - ・本社 (東京都港区)
  - ・新潟事業所 (新潟市中央区)
  - ・関西事業所 (大阪市中央区)
- ②重要な子会社  
当社には該当する子会社はありません。
- ③重要な関連会社  
H I S ホールディングス株式会社
  - ・本社 (札幌市中央区)
  - ・東京支店 (東京都品川区)



**(7) 従業員の状況**（平成29年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,286名	22名減	38.1歳	15.2年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。なお、退職者、嘱託社員、契約社員は含まれておりません。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	165,000千円

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 50,000,000株
- ②発行済株式の総数 11,800,000株
- ③株主数 1,737名（前事業年度末比54名減）
- ④発行済株式の総数に対する株式保有割合の高い上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
安藤文男	1,515千株	14.59%
I K I 持株会	1,445千株	13.92%
株式会社三菱東京UFJ銀行	214千株	2.06%
株式会社千葉興業銀行	203千株	1.95%
畑中章孝	200千株	1.93%
有限会社エム・ビ・エス	200千株	1.93%
三井倉庫ホールディングス株式会社	200千株	1.93%
春日正好	173千株	1.67%
住友生命保険相互会社	128千株	1.23%
岡村五夫	109千株	1.05%

- (注) 1. 当社は、自己株式（1,413,640株）を保有しておりますが、上記株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

- イ. 当社は経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施を可能とするとともに、資本効率の向上を図るため、平成28年7月29日開催の取締役会において、会社法第165条第2項の規定による当社定款第7条の定めに基づき金融商品取引所における取引により自己株式を取得することを決議し、当該決議に基づき平成28年8月1日から平成28年11月16日までの間に300,000株（取得価額の総額97,580千円）の自己株式を取得いたしました。
- ロ. 当社は平成28年4月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付にて1,234,660株（消却前の発行済株式の総数に対する割合9.47%）の自己株式を消却いたしました。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安 藤 文 男	
代表取締役副社長	林 三 樹 雄	
取 締 役	宮 南 研	関西事業所・新潟事業所・PMO室・パートナー推進室担当
取 締 役	清 水 信 隆	営業部門担当
取 締 役	清 水 寛	管理部門担当
取 締 役	羽 場 昌 巳	事業部門担当
取 締 役	本 渡 章	弁護士
常 勤 監 査 役	江 藤 仁 志	
常 勤 監 査 役	豊 田 一 馬	
監 査 役	望 月 琢 彦	
監 査 役	五十嵐 和 夫	
監 査 役	石 黒 義 昭	

- (注) 1. 平成28年6月23日開催の第38回定時株主総会において、羽場昌巳氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役本渡 章氏は、社外取締役であります。
3. 監査役望月琢彦氏、五十嵐和夫氏及び石黒義昭氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役本渡 章氏、監査役五十嵐和夫氏及び監査役石黒義昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

## ②執行役員の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	坂 本 浩	金融システム第1事業部・金融システム第2事業部統括
執 行 役 員	犬 飼 博 文	プラットフォームサービス事業部・インフラサポートサービス事業部統括
執 行 役 員	田 島 清 博	システムインテグレーション事業部・品質ソリューション事業部統括
執 行 役 員	田 中 幸 久	営業本部長 H I S ホールディングス株式会社取締役
執 行 役 員	高 橋 眞 司	業務本部長
執 行 役 員	石 井 嘉 範	経営管理本部長

(注) 当社は、会社の業務の執行とこれに対する監督とを分離し、経営の効率性及び透明性を確保するため、平成23年4月1日から執行役員制度を導入しております。

## ③取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	106,740千円 (7,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3)	25,200千円 (7,200)
合 計	12名	131,940千円

- (注) 1. 取締役の報酬体系は、役位別の定額による月額報酬である基本報酬及び当社の各事業年度に係る業績等を勘案のうえ決定する年次賞与から構成されております。また、監査役の報酬体系は、定額による月額報酬である基本報酬のみから構成されております。なお、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度については、当社の経営改革の一環として、平成17年6月30日をもって廃止しております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第24回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年7月30日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

## ④社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。
- 二. 当事業年度における主な活動状況  
・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役本渡 章	17回	100%	-回	-%
監査役望月琢彦	17回	100%	15回	100%
監査役五十嵐和夫	17回	100%	15回	100%
監査役石黒義昭	17回	100%	15回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況  
取締役本渡 章氏は、弁護士としての専門的見地及び当社の業務執行から独立した立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性、妥当性を確保するための発言を行っております。  
監査役望月琢彦氏、五十嵐和夫氏及び石黒義昭氏は、会社経営についての豊富な経験と幅広い知識を有しており、これらを活かした第三者の視点から、経営の妥当性も含め発言を行っております。
- ホ. 責任限定契約の内容の概要  
当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ当社定款に定めた金額（社外取締役10百万円、社外監査役2百万円）または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

### ②報酬等の額

当事業年度の監査に係る会計監査人の報酬等の額	30,410千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,910千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度の監査に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社内向けセミナーの講師に対する対価を支払っております。

### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたしません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会において以下のとおり決議しております。

### ①基本理念

当社グループ（当社及びその子会社からなる企業集団をいう。以下同じ。）は、コンプライアンス（法令遵守）の実践、適正なリスク管理体制の構築、経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスの透明性・有効性・効率性の確保ならびに財務報告の適正性の確保を基本理念と定め、取締役社長を委員長とする内部統制推進委員会を設置し、以下に定める基本方針のもと、有効に機能する内部統制システムの整備に精力的に取り組むこととする。

### ②取締役及び執行役員（同等の職務の執行を委嘱された者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを実現するため当社グループを対象とする企業行動基準を制定し、当社ならびに子会社の取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、社内規程ならびに企業倫理を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
- ロ. 内部統制推進委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の構築及びイ. に定める企業行動基準の浸透について審議を行う。
- ハ. コンプライアンスに係る内部統制推進委員会の活動状況を取締役会及び監査役に報告する。
- ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を絶つために、反社会的勢力の介入防止に関する規程等に基づき組織全体で毅然とした対応をとる。

### ③取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 文書及び情報の管理に関する規程に基づき、所管部門において取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な文書及び情報（議事録、決裁関係書類、契約書、会計・税務関係書類等）の適切な管理を行う。
- ロ. 取締役及び監査役から閲覧の要求があった場合は、イ. の文書及び情報を速やかに提出するものとする。
- ハ. 文書及び情報の管理に関する規程において、文書及び情報の保存期間を定める。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 事業上発生する損失の危険（以下「リスク」という。）に備えるため、リスク管理に関する規程を制定する。
  - ロ. 内部統制推進委員会は、リスク管理に関する規程に基づき、当社グループにおけるリスク管理システムの整備、リスクの未然・再発防止のための措置等について審議する。
  - ハ. リスクに基づく損失の危機が発生した場合は、危機管理に関する規程に基づき、直ちに対策本部を設置し対応にあたる。また、その対応状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会及び監査役は、リスク管理の運用状況について監視し、必要に応じて指示を行う。

⑤取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役が取締役会の構成員として有する業務執行者への監視監督権限を充実・強化し、経営の効率性及び透明性を確保するため、取締役から業務執行権限を分離し、これを執行役員に委譲する。執行役員は、取締役会において決定した経営方針に基づき会社の業務を執行する。
  - ロ. 機動的かつ迅速な業務執行を実現するため、法令上取締役会が決議すべき事項以外の業務執行に関するものについては、できる限り代表取締役及び執行役員による決定に委ねる。
  - ハ. 経営の意思決定及び業務執行に係るプロセスについて組織関連規程（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等）を整備するとともに、これに基づく社内業務フローを定め運用する。また、これらについては牽制面、効率面の観点から随時必要な見直しを行う。
- 二. 取締役、執行役員及び部門長により構成する定期的な会議を開催し、業務執行に関する全社的または個別的課題について、実務的な観点から協議する。

⑥使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. ②イ. に定める企業行動基準の周知・徹底を図る。
- ロ. 内部統制推進委員会が策定するコンプライアンスに関する活動計画のもと、使用人へのコンプライアンス教育を実施する。
- ハ. 監査室は、各部門の日常的なコンプライアンス面での活動状況について、計画的な内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告する。是正・改善の必要があるときには、主管部門及び被監査部門は速やかにその対策を講じる。



二. コンプライアンスに係る社内報告制度を導入し、使用人が直接コンプライアンス担当の取締役その他当社グループの内部及び外部に設ける受付窓口に通報できる体制を形成する。コンプライアンス担当の取締役は、重要な通報については、その内容を取締役社長に報告するとともに、会社として適切な措置を講じなければならない。なお、いかなる場合においても通報を行ったことを理由として、当該通報を行った者に対して不利益となる取扱いを行わないものとする。

⑦財務報告の適正性を確保するための体制

- イ. 適正な財務報告を行うことが経営上重要な事項であることを認識させるため、財務報告に係る内部統制構築のための基本方針を定め、周知・徹底を図る。
- ロ. イ. の基本方針に基づき、取引の発生から会計システムを通じて財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらが生じない内部統制システムを整備する。
- ハ. ロ. の内部統制システムの有効性を整備面及び運用面からそれぞれ評価し、不備が発見された場合は速やかにこれを是正するとともに、期末日の状況について適正な開示を行う。

⑧当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループ各社と連携し、グループ全体としての職務の適法性、企業の倫理性及び財務報告の信頼性を確保するため、関係会社に関する管理規程等に基づく適正な経営管理を行う。
- ロ. 当社グループ各社の事業運営、事務管理等に関する事項については、関係会社に関する管理規程等に基づき、適切な管理、指導または支援を行う。
- ハ. 監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告する。また、指摘事項については是正・改善状況を観察し、必要に応じて指導・助言を行う。

⑨監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名するものとする。

⑩監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. ⑨に定める使用人への指揮権は、補助すべき業務を遂行する間において監査役に委譲されたものとし、当該業務遂行中は取締役社長または当該使用人の上位職位者の指揮命令を受けないものとする。
- ロ. ⑨に定める使用人の懲戒処分のうち、監査役の補助業務を理由とする事項については、各監査役の事前の承認を得るものとする。

⑪当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、内部統制推進委員会、⑤二. に定める会議等の重要な会議に出席することができる。
- ロ. 監査役は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、経営上の重要課題等について報告を求め、意見交換を行うものとする。
- ハ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。
- ニ. 当社グループにおける取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告を行うことができる体制を形成する。なお、いかなる場合においても報告を行なったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益となる取扱いを行わないものとする。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役社長等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

- イ. 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解
- ロ. 監査役職務遂行を補助する体制の整備に関する事項
- ハ. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に対して報告すべき事項
- ニ. 内部監査部門等との関係に関する事項
- ホ. 内部統制システムの整備に関する事項
- ヘ. 監査にかかる諸費用の予算化に関する事項
- ト. その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役7名で構成し、監査役5名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行いたしました。

また当社は、「内部統制推進委員会」を開催し、当事業年度における当該方針の運用状況を踏まえ、来期における当該方針の見直しの必要性について審議を行うとともに、内部統制推進委員会の下部委員会である「コンプライアンス・リスク管理委員会」、「情報処理委員会」、「情報セキュリティ委員会」及び「個人情報保護委員会」から当事業年度で審議した内容の報告を受け、その報告内容について審議を行いました。

内部監査室は、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催することにより監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握するとともに、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会、内部統制推進委員会及び経営会議等重要な会議に出席し、取締役・執行役員その他使用人と対話を行うとともに内部監査室及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

また、当社非連結子会社であった大連愛凱系统集成有限公司の董事及び監事から報告の聴取を行い、必要に応じて説明を求めました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,607,219	流動負債	2,105,464
現金及び預金	3,510,992	買掛金	545,619
受取手形及び売掛金	2,383,519	1年内返済予定の長期借入金	60,000
仕掛品	212,122	未払金	282,520
前払費用	169,567	リース債務	3,373
繰延税金資産	319,882	未払法人税等	130,981
その他	11,133	未払消費税等	152,084
固定資産	2,086,934	前受金	3,773
有形固定資産	266,985	預り金	39,765
建物	102,265	賞与引当金	849,062
構築物	41	受注損失引当金	20,521
車両運搬具	671	その他	17,763
工具器具及び備品	42,586	固定負債	2,547,879
リース資産	4,427	長期借入金	105,000
土地	116,992	リース債務	1,131
無形固定資産	45,309	退職給付引当金	2,299,071
ソフトウェア	36,620	資産除去債務	63,481
電話加入権	8,689	長期未払金	79,195
投資その他の資産	1,774,638	負債合計	4,653,344
投資有価証券	863,180	純資産の部	
関係会社株式	43,000	株主資本	3,832,523
差入保証金	225,728	資本金	1,180,897
繰延税金資産	626,401	資本剰余金	1,482,919
その他	16,329	資本準備金	295,224
資産合計	8,694,153	その他資本剰余金	1,187,695
		利益剰余金	1,606,069
		その他利益剰余金	1,606,069
		繰越利益剰余金	1,606,069
		自己株式	△437,363
		評価・換算差額等	208,286
		その他有価証券評価差額金	208,286
		純資産合計	4,040,809
		負債純資産合計	8,694,153

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		17,310,303
売上原価		14,479,583
売上総利益		2,830,719
販売費及び一般管理費		2,237,129
営業利益		593,589
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,396	
助成金収入	1,080	
投資事業組合運用益	6,589	
その他	4,697	43,762
営業外費用		
支払利息	1,840	
為替差損	1,282	
支払手数料	730	
その他	213	4,068
経常利益		633,284
特別利益		
その他	111	111
特別損失		
投資有価証券評価損	13,512	
会員権評価損	6,956	
固定資産廃棄損	106	20,575
税引前当期純利益		612,820
法人税、住民税及び事業税	139,327	
過年度法人税等	7,459	
法人税等調整額	58,098	204,885
当期純利益		407,934

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成28年4月1日 期首残高	1,180,897	295,224	1,564,341	1,859,565	1,305,036	1,305,036	△715,238	3,630,260
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△106,901	△106,901		△106,901
当期純利益					407,934	407,934		407,934
自己株式の取得							△98,770	△98,770
自己株式の消却			△376,645	△376,645			376,645	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	△376,645	△376,645	301,033	301,033	277,874	202,262
平成29年3月31日 期末残高	1,180,897	295,224	1,187,695	1,482,919	1,606,069	1,606,069	△437,363	3,832,523

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日 期首残高	92,063	92,063	3,722,324
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△106,901
当期純利益			407,934
自己株式の取得			△98,770
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	116,222	116,222	116,222
事業年度中の変動額合計	116,222	116,222	318,485
平成29年3月31日 期末残高	208,286	208,286	4,040,809

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## ①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資持分については、組合の直近の決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品

個別法による原価法

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～34年

工具器具及び備品 4～20年

## ②無形固定資産（リース資産を除く）

イ. ソフトウェア

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益による償却方法と見込販売期間（3年以内）の均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

## ③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

#### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### (4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、それ以外のプロジェクトについては工事完成基準をそれぞれ適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法を用いております。

### (5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### (6) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響はありません。



## (7) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

**2. 貸借対照表に関する注記**

(1) 減価償却累計額 有形固定資産 677,467千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

①短期金銭債権 3,053千円

②短期金銭債務 17,284千円

(3) 受注損失引当金

損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。

なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は20,521千円であります。

**3. 損益計算書に関する注記**

(1) 関係会社との取引高

①売上高 12,872千円

②外注費 203,264千円

③その他の営業費用 -千円

④営業取引以外の取引高 4,150千円

(2) 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 20,521千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	13,034,660株	0株	1,234,660株	11,800,000株

(注) 普通株式の発行済株式数の減少1,234,660株式は自己株式の消却によるものであります。

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,344,557株	303,743株	1,234,660株	1,413,640株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち300,000株は、平成28年7月29日開催の取締役会決議に基づく買付けによる増加であり、3,743株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、自己株式の株式数の減少1,234,660株式は自己株式の消却によるものであります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額

平成28年6月23日開催の第38回定時株主総会において次のとおり決議しております。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 106,901千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月24日

###### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成29年6月22日開催予定の第39回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 103,863千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月23日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	262,020千円
未払金	13,268千円
受注損失引当金	6,332千円
その他	38,260千円
小計	319,882千円
評価性引当額	－千円
合計	319,882千円
繰延税金負債（流動）	－千円
繰延税金資産（流動）の純額	319,882千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	703,975千円
減損損失	49,105千円
長期未払金	13,165千円
その他	51,413千円
小計	817,659千円
評価性引当額	△99,078千円
合計	718,580千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△91,924千円
その他	△254千円
合計	△92,179千円
繰延税金資産（固定）の純額	626,401千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画等に基づき必要な資金を主に銀行借入で調達し、一時的な余資については主に銀行預金で運用しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や投資信託であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、その大部分が1ヶ月以内に支払期日が到来するものとなっております。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。長期未払金は、役員退職慰労金、確定拠出年金制度への資産移換金であります。なお、資産移換金は制度移行時から8年間で分割して支払う予定であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程及び販売管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認するとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについて、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、主管部門である経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を資金計画策定時に定めた水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 現金及び預金	3,510,992千円	3,510,992千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	2,383,519千円	2,383,519千円	－千円
(3) 投資有価証券	657,334千円	657,334千円	－千円
(4) 買掛金	(545,619) 千円	(545,619) 千円	－千円
(5) 未払金	(282,520) 千円	(282,520) 千円	－千円
(6) 長期借入金 (*2)	(165,000) 千円	(164,835) 千円	(164)千円
(7) 長期未払金	(79,195) 千円	(79,283) 千円	87千円

(\*1) 負債に計上されている金融商品については、( ) で示しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、通常短期間で決済されることが予定されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 投資有価証券

投資有価証券のうち、株式は取引所の価格によっております。組合出資金は、組合財産を時価評価できるものについて時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなしております。

なお、投資有価証券は、その保有目的に従って、その他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	280,833千円	577,217千円	296,384千円
	その他	24,682千円	33,636千円	8,954千円
	小計	305,516千円	610,854千円	305,338千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	51,607千円	46,480千円	△5,127千円
	その他	－千円	－千円	－千円
	小計	51,607千円	46,480千円	△5,127千円
合計		357,124千円	657,334千円	300,210千円

### (4) 買掛金、(5) 未払金

これらは、通常短期間で決済されることが予定されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (7) 長期未払金

役員退職慰労金は、役員の退職予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、確定拠出年金制度への資産移換金は、拠出時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
関連会社株式 (*)	43,000千円
優先株式 (*)	200,000千円
非上場株式 (*)	5,845千円
合計	248,845千円

(\*) 関連会社株式、優先株式、非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「(3) 投資有価証券」に含まれておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
長期借入金	60,000千円	60,000千円	45,000千円

## 7. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額	43,000千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	208,607千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	13,811千円

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	389円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	38円74銭

## 9. その他の注記

### 退職給付関係に関する注記

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、複数事業主により設立された厚生年金基金制度及び退職一時金制度を、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。また、当社の加入する全国情報サービス産業厚生年金基金は、平成27年4月1日付で代行返上（将来期間）の認可を受けております。

#### 2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、77,278千円であります。

##### (1) 複数事業主制度全体の直近の積立状況（平成28年3月31日現在）

年金資産の額	737,151,599千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	715,710,918千円
差引額	21,440,681千円

##### (2) 複数事業主制度全体の掛金に占める当社の割合（平成28年3月分）

0.95%

##### (3) 補足説明

上記（2）の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

### 3. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,700,895千円
勤務費用	133,326千円
利息費用	4,591千円
数理計算上の差異の発生額	△24,874千円
退職給付の支払額	△137,541千円
退職給付債務の期末残高	2,676,396千円

#### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	2,676,396千円
未積立退職給付債務	2,676,396千円
未認識数理計算上の差異	△458,529千円
未認識過去勤務費用	81,203千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,299,071千円
退職給付引当金	2,299,071千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,299,071千円

#### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133,326千円
利息費用	4,591千円
数理計算上の差異の費用処理額	80,103千円
過去勤務費用の費用処理額	△46,402千円
確定給付制度に係る退職給付費用	171,619千円

#### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	0.26%
--------------------------------	-------

### 4. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	238,650千円
--------------	-----------



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

アイエックス・ナレッジ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高野 浩 一 郎 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 戸 志 生 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイエックス・ナレッジ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

### アイエックス・ナレッジ株式会社 監査役会

常勤監査役	江 藤 仁 志	㊟
常勤監査役	豊 田 一 馬	㊟
社外監査役	望 月 琢 彦	㊟
社外監査役	五 十 嵐 和 夫	㊟
社外監査役	石 黒 義 昭	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、安定的かつ継続的な配当を基本に据えつつ各事業年度に係る業績を勘案した成果の配分を行うとともに、情報サービス業界における急激な需要の変化や技術革新に対応した積極的かつ継続的な教育投資、技術開発投資を行い、会社の競争力を維持・強化するため内部留保の充実にも努めることを基本方針としております。

かかる基本方針を踏まえ、第39期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、103,863,600円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. <sup>あん どう ふみ お</sup>安藤文男（昭和30年6月23日生）

再任

### ■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和54年5月	(株)アイエックス取締役	平成8年6月	同社代表取締役社長
昭和62年3月	同社常務取締役総務担当	平成11年10月	当社代表取締役副社長
平成2年7月	同社専務取締役事業本部長	平成13年10月	当社代表取締役社長（現任）
平成3年6月	同社取締役副社長事業担当		
平成6年7月	同社代表取締役副社長		

### ■所有する当社株式の数 1,515,000株

2. <sup>はやし みきお</sup>林三樹雄（昭和26年12月16日生）

再任

### ■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月	(株)アイエックス入社	平成23年4月	当社常務取締役
平成11年10月	合併により当社入社	平成25年6月	当社代表取締役専務取締役
平成18年6月	当社取締役第5事業部長	平成27年4月	当社代表取締役副社長（現任）
平成20年1月	当社常務取締役第5事業部長		
平成21年4月	当社常務取締役事業部門管掌兼第三営業部・金融第一・金融第二・ビジネスソリューション・ICTソリューション事業部担当		

### ■所有する当社株式の数 15,000株

3. <sup>みや</sup>宮 <sup>なみ</sup>南 <sup>けん</sup>研 (昭和35年3月10日生)

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月	当社入社	平成25年 4月	当社取締役営業部門担当
平成14年 6月	当社取締役ソリューション第2事業本部長	平成27年 4月	当社取締役事業部門担当
平成18年 4月	当社取締役事業統括本部長	平成28年 6月	当社取締役関西事業所・新潟事業所・PMO室・パートナー推進室担当
平成21年 4月	当社取締役第一営業部・ITサービス・品質ソリューション事業部担当	平成29年 4月	当社取締役関西事業所・新潟事業所・PMO室・パートナー推進室・事業開発室担当 兼 事業開発室長(現任)
平成23年 4月	当社取締役執行役員ITサービス事業部・サービスインテグレーション事業部・品質ソリューション事業部・マーケティングビジネス部担当		

■所有する当社株式の数 13,000株

4. <sup>し</sup>清 <sup>みず</sup>水 <sup>ひろし</sup>寛 (昭和37年10月19日生)

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和60年 4月	(株)アイエックス入社	平成21年 4月	当社取締役管理部門担当
平成11年10月	合併により当社入社	平成23年 4月	当社取締役執行役員経営企画本部長
平成18年 6月	当社取締役総務部長	平成25年 4月	当社取締役管理部門担当(現任)

■所有する当社株式の数 3,000株

5. <sup>は</sup>羽 <sup>ば</sup>場 <sup>まさ</sup>昌 <sup>み</sup>巳 (昭和36年4月3日生)

再任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和61年 4月	(株)アイエックス入社	平成25年10月	当社執行役員情報通信事業部・フィナンシャル事業部・メガバンク推進部統括
平成11年10月	合併により当社入社	平成27年 4月	当社執行役員金融システム第1事業部・金融システム第2事業部・プラットフォームサービス事業部統括
平成20年 4月	当社金融第二事業部長	平成28年 4月	当社執行役員金融システム第1事業部・金融システム第2事業部統括
平成23年 4月	当社執行役員情報通信事業部・フィナンシャル事業部担当	平成28年 6月	当社取締役事業部門担当
平成23年10月	当社執行役員情報通信事業部・フィナンシャル事業部・ITサービス事業部担当	平成29年 4月	当社取締役事業部門・営業部門担当(現任)
平成25年 4月	当社執行役員情報通信事業部・フィナンシャル事業部統括		

■所有する当社株式の数 2,000株

6. <sup>ほん</sup>本 <sup>ど</sup>渡 <sup>あきら</sup>章 (昭和27年5月24日生)

社外

再任

■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 弁護士登録、弁護士（現任）  
（現在東京弁護士会所属）

平成15年6月 当社監査役  
平成27年6月 当社取締役（現任）

■ 所有する当社株式の数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本渡 章氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は本渡 章氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 本渡 章氏は、弁護士として、自ら法律事務所を設立・運営し、そこでの活動を通じて長年にわたり培われた法律知識と豊富な実務経験が当社の経営の意思決定に有効かつ適正に活かされ、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し候補者としております。
4. 本渡 章氏は、本総会の終結の時をもって当社の社外取締役に就任してから2年となります。
5. 当社は、本渡 章氏との間において、1,000万円または会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする同法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の選任が本総会において承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役五十嵐和夫氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

た むら ひろ あき  
田 村 弘 昭 (昭和28年11月8日生)

社外

新任

#### ■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	(株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行	平成20年6月	同社取締役常務執行役員管理本部長兼業務監査室担当
平成16年7月	同行理事営業審査部長	平成28年6月	同社取締役常務執行役員管理本部
平成19年6月	日東富士製粉(株)常務取締役管理本部長兼業務監査室担当		総務部・情報システム室担当(現任)

#### ■所有する当社株式の数 0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田村弘昭氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は田村弘昭氏の選任が本総会において承認された場合には、同氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届ける予定であります。
3. 田村弘昭氏は、会社経営について豊富な経験と財務・会計等に関する高い知見を有し、これらを活かして第三者の視点からの有効かつ適切な監査を期待しており、当社の社外監査役にふさわしいものと判断し候補者としております。
4. 田村弘昭氏は、本年6月下旬に日東富士製粉株式会社取締役常務執行役員を退任する予定であります。
5. 当社は、田村弘昭氏の選任が本総会において承認された場合は、同氏との間において、200万円または会社法第425条第1項の規定に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする同法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。

以 上







# 株主総会会場 ご案内図

会場：ホテルJALシティ田町東京 地下1階「鳳凰の間」  
東京都港区芝浦三丁目16番18号



交通のご案内：●JR田町駅 芝浦口（東口）より徒歩約7分

●都営地下鉄三田線・浅草線 三田駅 A4出口より徒歩約10分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきます。

## アイエックス・ナレッジ株式会社

〒108-0022 東京都港区海岸3-22-23  
TEL.03-6400-7000（代表） FAX.03-6400-7900  
<https://www.ikic.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。